

ふるさとと納税制度の概要

『ふるさと納税』とは

ふるさと（出身地に限らず、応援したいと思う地域）の県や市町村を、寄附金という形で応援しやすくするため、寄附金控除の制度を拡充するものです。

個人住民税のおおよそ1割を上限として、「ふるさと」などの自治体に個人住民税を納税できるのとはほぼ同様の効果があります。

① 控除の対象となる寄附者は

→ 個人住民税の所得割を納税されている方が対象となります。

② どこへ寄附すれば控除対象となるのか

→ すべての都道府県、市区町村への寄附が対象となります。

③ 今までと何が違うのか

→ 個人住民税の寄附金控除が、「所得控除方式（＝寄附金額に税率をかけた額しか控除にならない）」から「税額控除方式（＝寄附金額を直接税額から控除する※）」に変わりました。 ※適用下限額・控除上限額があります。

また、適用下限額は、平成23年6月22日に可決した地方税法の改正により、従前の5千円から2千円に引き下げられ、寄附による税制優遇が受けやすくなりました。

④ 控除によるメリットは

→ 寄附していただいた金額から2千円（適用下限額）を差し引いた額について、一定限度まで（個人住民税のおおよそ1割。下記モデルケースの※印を参照）、個人住民税と所得税が控除されます。

【モデルケース】

家族構成：4人（本人、配偶者、子供2人）
所得：7,000,000円（給与収入）
個人住民税（所得割額）：293,500円（年額）

★地方公共団体へ30,000円寄附した場合

地方公共団体への寄附金 30,000円			
個人住民税控除 25,200円		所得税控除 (10%) 2,800円	適用下限額 2,000円
基礎控除 (10%) 2,800円	特例控除※ (80%) 22,400円		
28,000円が所得税・住民税から控除			自己負担

※図の「特例控除」の上限は、住民税の1割（上記のケースでは29,350円まで）

【参考：控除額の計算】 所得税： $(30,000円 - 2,000円) \times 10\% = 2,800円$

住民税：① $(30,000円 - 2,000円) \times 10\% = 2,800円$

② $(30,000円 - 2,000円) \times 80\% = 22,400円$ 控除額合計 28,000円

⑤ いつから適用が受けられるのか

→ 12月までに寄附された場合、翌年の個人住民税から控除されます。

★ 税制度や優遇措置を受ける方法に関するお問い合わせは

お住まいの市区町村の税務担当課 又は

山梨県 総務部 税務課（TEL：055-223-1387）までお願いします。